平成２８年（フ）第２０７５号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ806号（前住所）
債務者　今井　　瞳
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３８号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区６棟404号
債務者　山本　謙治
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３９号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区６棟404号
債務者　山本　光代
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４４号
神奈川県藤沢市今田727番地の１　フローラ湘南Ⅱ201号
債務者　臺坂　直枝
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０５号
神奈川県大和市桜森２丁目７番13号　ＣＡＳＡ・ＳＡＧＡＭＩＯＴＵＫＡ102
債務者　宮原　将喜
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２９号
神奈川県藤沢市鵠沼東３番１―1009号
債務者　佐賀　光祐
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１３０号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目16番11号　秋元テラス３号棟
債務者　越名　菊江
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７０号
神奈川県大和市下鶴間２丁目７番26号　トップ鶴間第１―305号
債務者　金子　正則
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１７号
栃木県小山市大字横倉新田100番地４　県営横倉第一住宅１号棟31号室、前住所栃木県小山市大字横倉新田５番地85
債務者　丸山　美幸
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１４７号
静岡県富士市増川455番地の16
破産者　宮下産業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第７３１号
仙台市太白区鹿野３丁目４番６号
破産者　株式会社ｔｏｍｓ
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
富山県高岡市蜂ケ島17番地
破産者　有限会社セダック
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２８６号
岐阜市東鶉２丁目64番地の１
破産者　中鉄建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２０号
名古屋市中区正木３丁目１番16号
破産者　ダイキゴム株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０９号
大阪府藤井寺市恵美坂１丁目15番24号
破産者　エム・ケー有限会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１１０号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番21号
破産者　ホットリップ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
（最後の住所）奈良市西木辻町122番地の１朝日プラザアーバネート奈良210号
破産者　被相続人亡山本憲一相続財産
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所